

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 開催日時等

(1) 日時

平成29年1月20日（金）午後2時から午後4時15分まで

(2) 場所

佐賀地方裁判所会議室

(3) 出席者

裁判員経験者 6人

佐賀地方裁判所裁判官 吉 井 広 幸

佐賀地方検察庁検察官 山 口 あきこ

佐賀県弁護士会弁護士 原 口 侑

佐賀地方裁判所長 瀧 華 聡 之（司会）

2 議事内容等

別紙記載のとおり

(別紙)

○司会者

私は、この意見交換会の進行役を務める佐賀地方裁判所長の瀧華聡之と申します。どうぞよろしく申し上げます。

裁判員制度は施行されてから7年以上が経過したところ
です。佐賀におきましては今まで57件の裁判員裁判の審理や
判決が行われていたということで、ざっと計算しますと1.5
か月に1件ぐらいの割合で裁判員裁判が行われてきたというこ
とになりますが、今まで多くの裁判員の方々の御協力のもとに
裁判員裁判が行われてきました。円滑な運用を行うことができ
ましたことにつきまして、皆様に改めて感謝を申し上げる次第
です。

本日は、裁判員経験者意見交換会ということで、こちらにお
られます6名の方に御参加をいただきました。お忙しい中、参
加していただきまして本当にありがとうございます。裁判員の
皆さんには、裁判員事件の終了直後にアンケートなどでも御意
見を伺っているところですが、裁判員裁判を経験された後しば
らく経過したこの時点で、改めて裁判員としての経験を振り返
っていただきながら、御意見や御感想を伺いたいと思ってお
ります。伺いました御意見、これは今後の裁判員制度を運用して
いく上で十分に生かして、国民の皆さん方が参加しやすく、わ
かりやすい、充実した裁判員制度を行っていくための参考とさ
せていただきたいと思います。

本日、裁判員経験者の方以外で参加されている方を御紹介い
たしますと、まず検察庁から山口検事、それから弁護士会から
原口弁護士、裁判所から吉井判事に出席していただいております。
3人の方々には、裁判員経験者の皆様からの質問に答えて
いただいたり、あるいは裁判員経験者の方に御質問させていた

だくこともあろうかと思しますので、どうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、裁判員経験者の方々から全般的な感想を伺った上、その後は手続の段階にしたがって、法廷で行ったことと、その後に評議で行ったことという順番で意見交換を進めていきたいと思えます。

意見交換会は1時間30分程度を予定しておりますが、途中休憩を入れながら行いたいと思えます。意見交換会終了後は30分程度、傍聴されている報道機関の皆さんから御質問があればお受けしたいと思えますので、御協力をお願いいたします。

早速ですけれども、それではまず、裁判員を経験されての全般的な御印象あるいは特に言っておきたいということ等ございましたら順番に、1人2、三分程度でお願いできますでしょうか。

○経験者1

経験した感想としましては、やはり非日常の環境だったということで、それはそれで経験として新鮮ではありました。ただやはり日常に戻ることとの切り替えということでは、やはりちょっと気持ちの整理等が、それなりに自分の中で整理するのが大変だったというふうに感じました。やはりその非日常という環境もありましたし、あと日ごろ接することがない事件というものに対してですかね、そういうのが身近にもなったんで、世間に対しての目の向け方もちょっと変わりました。

○経験者2

私は元自衛官でして、自衛官の服務教育の一環として裁判所見学というのをやっていました。隊員に裁判の様子を見せて、少しでもそういう道に行かないようにということで結構連れて行って、

それ以来の裁判所で、こういうのに当たってラッキーだなと思いました。すごく確率が低いのに私が選ばれた。皆さんよくしていただいて、わかりやすく説明してもらって、非常に有意義であったと思いました。

○経験者 3

裁判員裁判というのを経験させていただいてとても有意義だったと思います。1番の方がおっしゃったように、私も非日常という感じで受け取りました。さっきこれまでの裁判の数をおっしゃられたんですけども、私の周りにそういう経験したという話を聞いたことがなかったものですから、本当に少ない人しか経験してないんじゃないんだろうかと思いましたけど、たくさんの方が経験していらっしゃるなということを改めて今日来て思いました。

○経験者 4

私もくじ引きに当たってびっくりしたほうです。仲のいい友人たちとちょっと話をしたら、行ってこいとみんなが言うから来たようなもんで。それで全般的な感想といいますと、意外と専門用語が少なかった。例えばの話ですけど、変な言葉があったから辞書で調べたら、「未必の故意」というのがあったんです。そういうのももしかしたら、この事件に当てはまるかなってというような感じはしてたんですけども、裁判の中ではほとんど出てこなかった。だからそういう面ではある程度わかりやすかったという感じはします。ですから何条、何条とかいうのもほとんど出てこなかったもので、わかりやすかったとは思いますが。

○経験者 5

この裁判員に選ばれて私はとてもうれしかったですね。というのは、裁判員に1回だけでもいいからなってみたいというふうに自分自身が希望を持っておりました。それで実際この裁判に携わ

ったらいろいろ勉強にもなりましたし、今この裁判員制度についてもいろいろ改善されるべきところもあるように、いろいろマスコミでも言われております。私自身もやっぱり改善されるところはあるんじゃないかということで、非常にその点、今後この裁判員制度について関心を持っていきたいと思っております。

○経験者6

今回裁判員に参加させていただいて、今まで裁判所やそこでの業務というものについて私自身興味・関心というのはほとんどなかったんですけれども、日常生活での接点自体も余りない中で、新聞を読むであるとかニュースを見るということで、事件が起きた、そして判決があったというように、受動的に知るということが多かったんですけれども、事件から判決までの間っていうのはどうなってるんだろうということに対して、今回裁判がどう行われているかということ、実際に体験することができて非常に有意義でした。ただ、裁判が長期化した場合であるとか、もともと裁判員に参加すること自体が、家庭生活だったり、仕事におけるさまざまな支障が生じるということも、今現在問題点としてあるように私は思います。なので、そのことに関する社会全体の理解ということも必要になってくるだろうなというふうに感じました。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、今2人の方が非日常の世界であると言われて、ほかの方の御感想もやっぱり普通とは違うということだったと思うのですが、普通の生活をされているところからいきなり裁判所の方に呼ばれて、非日常の世界に入っていたということだと思っておりますが、その間の移行といいますか、移り変わりというのが、抽選といいますか選任があって選ばれる中で、そのあたりスムーズにいったのでしょうか。そ

れともかなり、やはり違和感があって、慣れるまで時間がかかったというようなことではのでしょうか。非日常という言葉をいただきました1番の方いかがでしょうか。

○経験者1

ちょっとその質問の答えになっているのかわからないですが、やっぱりまず抽選会に呼ばれるということを想定してなかったのので、そこで抽選会の参加の連絡がきて、いざその中で抽選が始まって、自分が選ばれるまでは正直選ばれたくないと思ってました。やはりちょっと仕事なり日常というものを中心に考えてましたので、ここでそこに移行するだけの、自分の中に気持ち的に余裕がなかったというのもありましたので、やはり決まった以上はもうそこは気持ちを整理して、会社なり同僚なりの、了解というか協力のもとに参加することができたんで、今思えばそれがいい経験になったと思ってます。ただやはり得体が知れないと言うか、怖いというところもありましたので、気持ちとしてはやっぱりそっちのほうから入っていった分だけちょっと切り替えが大変でした。

○司会者

完全に慣れるということはないのかもしれませんが、ある程度は冷静になられたのは決まった瞬間なのではないでしょうか。その後抽選があって選ばれた後に、すぐにもう法廷に入っていたのですかね。

○経験者1

いえ、そこから期間が空きました。

○司会者

次に法廷に入られるときには、もう覚悟を決めていただいていたということでしょうか。

○経験者1

そこはもう切り替えてました。

○司会者

このあたり，3番の方も非日常の世界であるというようなお言葉いただいたと思うのですが，どうでしたでしょうか。選ばれるまでとか選ばれた後とか，スムーズに入っていただけたのか，なかなか壁があったのか。

○経験者3

私たちのときの選任手続はちょっと時間が長かったなって。すぐく待たされて，ずっと知らない方たちばかりの中で，話すこともなくてじっと，とにかく時間がかかったですけれども，今は随分と時間短縮ができるようになったんだなって，それだけ進んだんだなというのを，今日来て初めて知りました。

それから，私たちのときは裁判長から，1番さん，2番さんじゃなくて，自己紹介するときには名前を呼んでくださったんですね。そのときに何かふわっと肩の力が抜けて親近感が湧いたというか，そのときに気持ちがちょっとリラックスできました。覚えてくださったんだという感じで。

○司会者

選任手続にやっぱり時間がかかって，その間ずっと待っているというのがやっぱりちょっと苦痛だったということがあったと。

○経験者3

それが当然だと思ってましたから，そのときも裁判が終わるまでも。今は短くなったのであれば，それがいいなと思いました。

○司会者

その選任のやり方というのはいろいろあると思いますが，1番さんから3番さんまでのときには今の裁判長と別の方がやっていて，そのときには少し選任手続が慎重だったということで時間が

かかっていたのかもしれませんが。4番から6番の方がやるようになってから短くなって、待たされることがなくなったということでしょうか。

4番さんから6番さんの方で、特にこの選任手続というのは別に待たされたという感じは余りなかったということでしょうか。

○経験者4

全然ないです。初めてですからこういうもんだと。そんな時間もとられたってというような感じは全然してません。

○司会者

後の方もそんな感じでよろしいですか。（両名ともうなずく。）どうもありがとうございました。

それから、最初に裁判員の方が集まられた中でも名前を呼ばれたことで力が抜けてよかったと言われていますが、本日はもう1番さん、2番さんというような言い方をさせていただいているのですが、そういう言い方するのは、一つにはやっぱりプライバシーというのでしょうか、全然知らない人で、くじで選ばれた人同士なので、余り名前とかがわかってしまうのもどうかと。自分からおっしゃる分にはいいのかもしれませんが、必ずしもすぐに名前を言うのがいいのかどうかというのはあるかと思うのですが、3番の方としてはやっぱり名前、皆さん名前で呼び合うという形だったのでしょうか。

○経験者3

評議室の中だけでですけど、最初の自己紹介の時からそんな感じだったと。

○司会者

それは1番さんや2番さんも同じような形でやられたのでしょうか。

○経験者 1

自己紹介の後からで、評議の中では名前が呼ばれていました。そこからはやはりほかの裁判員の方との会話等でも名前を出すような形だったので、早く打ち解けられたのかなと思ってはいました。

○司会者

2番さんはどうでしょうか。

○経験者 2

私も名前と呼ばれていて、何かいい雰囲気でした。

○司会者

そうですか。違和感とかはなかったですか。

○経験者 2

はい。

○司会者

今、4番さん以下も名前と呼ばれてるのですか。番号ですか。

○経験者 4

番号でした。

○司会者

御経験とかもないので、比較というのも難しいのですが、特に番号で4番さんとか言われることで話がしにくいとか、そういうことはありましたでしょうか。

○経験者 4

別に、こういうものだと思ってますから。

○司会者

なるほど。後の方はどうでしょうか。

○経験者 5

番号と呼ばれようと名前と呼ばれようと、そういう違和感はある

りません。ただ、やっぱり裁判員のいわゆるプライバシーを守る意味ではやっぱり番号で呼ばれていいんじゃないかなという感じはします。

○司会者

6番さんはどうでしょう。

○経験者6

そうですね。私の時も番号で呼ばれたんですけど、それによって話しにくいということは私は感じませんでした。

○司会者

どうもありがとうございました。なかなか比較は難しいところなのかもしれませんね。

それでは一応、皆さん選ばれて法廷に入ったというあたりに話を進めさせていただいてよろしいでしょうか。

法廷の審理の手順については、最初に、被告人の特定とか、名前を聞いたりというのがあったと思いますが、事件の全体について検察官や弁護士から、冒頭陳述と呼んでいます。そこで事件の、これから何を証明しようかという説明があったかと思うのですが、そのやり方とか、あるいは聞いててよくわかったとか、ちょっとわかりにくいところがあったとか、その辺の御感想があれば教えていただきたいのですけれども。6番さんから言っていただいてよろしいですか。

○経験者6

そうですね。審理内容についてもですし、資料を作ってくさっていて、弁護士側と検察側で分けて作られていたので非常にわかりやすく拝見しました。専門用語も少なく、わかりやすく簡潔に書かれていたので非常に助かりました。

○司会者

順番としては、検察官が先に言われて、その後弁護人の方が言われたということですね。どちらも特に何かわかりにくいということはなく、抵抗なく何を言おうとしてるのかわかったと。

○経験者 6

そうですね。私は白黒印刷がすごく見にくいタイプなんですけれども、資料もカラーで印刷してくださって、きちんと見ておくべき点については大文字でとか、きれいに書いてくださったのでありがたかったです。

○司会者

同じく、そのあたりについて意見ございますか。

○経験者 5

私が立ち会った裁判では、検事の方は女性で、非常に若手で、なかなか詳しく調べて、かなり追及されておりましたね。私は感心しておりました。我々裁判員の仲間では、ちょっとあの言い方は厳し過ぎるんじゃないとかいう意見もありましたけど、私は立場上、検事というのはやっぱりあれで然るべきだと感じました。弁護士については、余り被告人を弁護するという、そういうふうなことはうかがえませんでしたね。

○司会者

弁護するイメージじゃなかったということですか。言い方とかですか。

○経験者 5

弁護人がもう少し、被告人側に立って弁護してもよかったんじゃないかなというふうに感じました。

○司会者

言い方とかでしょうかね。表現の仕方とか。

○経験者 5

内容とかね。

○司会者

わかりました。

それでは、何かわかりにくかったとかいうような御指摘は特
ないでしょうか。最初に検察官がこういうことをこれから見てく
ださいよ、弁護人のほうもこういうことを見てほしい、あるいは
立証しようとしてるので見てくださいよということについて、何
かちょっとよくわからなかったというような御意見はないですか。
1 番の方どうですか。

○経験者 1

自分のときだけの話なのかわからないですけど、まず説明があ
って、裁判に入っていく状況だったんですけど、何も知らない状
況から入っていったので、まず資料だけぼんと渡されて、この資
料の何を見ればいいのかはまずわからないのと、一応説明があっ
た上での治療の経過の提出とかがあったんですけど、その提出さ
れた資料についても何を注意して見ればいいのか、これは何に関
係する部分の資料なのかがいまいち理解できないまま話が進んで
いったので、その資料を見終わった後に評議に戻って、改めてこ
こはこういうことだったんだというような思い返しですかね、そ
ういうのがありました。そういう意味で説明をしていただいてる
っていうのはわかるんですけど、その資料の何を見ればいいのか
わからなかったので、今度何を質問すればいいのか、そこにちょ
っと苦慮しました。

○司会者

一番最初に検察官から、説明のために出た、冒頭陳述というよ
うな名前がついてるかと思いますが、それ自体の中身がわかりに
くくて、その説明が不十分なところがあったというところでは

うかね。

○ 経験者 1

不十分と言うとまた語弊があるのかもしれないですが，そこと次の進行に入っていくところでの証拠なりの説明ですか，そういうのが関連づいて見ていけなかったんで，これの何を見ればいいのかというところが頭の中では整理がつかないまま話が進んでいったというような印象でした。

○ 司会者

実際に証拠を出すときには，それぞれの証拠がどういう意味があるかということを出しているわけでしょうけれども，一番最初に冒頭に説明があったことと，次に証拠が出るその証拠の中身とがどういうふうに結びついていくのか，その関係がわからないままにどんどん証拠が出て行ったような印象があると。

○ 経験者 1

先入観を持たせないっていう配慮だとは思いますが，そういう意味でその証拠として出されているものがぼやけて，よく，何を言われてるのかがわからないという感じもしました。

○ 司会者

後の方はいかがでしょうか。

○ 経験者 2

精神病みたいな，本当にそんなことがあるのかなと思うようないろいろな病名がつくじゃないですか。それを説明されるけども，何か本当にあるのかなと思いました。

○ 司会者

それは実際証拠を調べる中で医者の方の説明がわかりにくかったということですね。

○ 経験者 2

わかりにくいというより、私自身は余り信用できないというか。一般的にそんなこと言ったら何でもつくなというような感じでしたね。弁護士の方が言われるけど本当にそんなことがあるのかなという、はなはだ疑問に感じましたね。

○司会者

それは冒頭の説明というか、全体を通じての御印象ということですね。

それでは、幾つか意見をいただきましたが、冒頭陳述あたりまでで何か、裁判官、検察官、弁護士の方から御意見とか、あるいは裁判員の方への御質問とかございますか。

○検察官

冒頭陳述のところで少し今後の参考になればと思いますので、ちょっと伺わせていただきたいと思います。

先ほどの1番さんのお話で、冒頭陳述の説明はあったんだけども次の証拠との関連がちょっとなかなか見えづらくて追いつくのが大変だったということで、そこはやはり検察官としても、ニュートラルに見ていただきながら、かつどの証拠をどんなふうな意味があるんだよということで見えていただくのかというのを、最初の冒頭陳述でどういうふうに伝えるのがうまくいくのかなというのは、毎回私も悩むところなんです。聞き手側になったときに、一言例えばこういうふうな説明、あるいは冒頭陳述の資料でこれだけでもあれば少し次の証拠との関連の手助けになったなというふうなところが、もしアイデアとしておありであればちょっとお聞かせいただければと思います。また、1番さん以外の経験者の方にも、御自身の事件の中でこういうのがあって、逆にわかりやすかったという点も含めて、工夫したほうが良いという点も含めて、もし御意見があればお聞かせいただけると大変ありがたいん

ですが。

○司会者

1 番の方，よろしいでしょうか。

○経験者 1

やはり特に最初のほうに見せていただいた証拠とか，日を追うごとに次の証拠が出てきて，また関連性が出てくる証拠とかも出てきたときとかに，もう一度前のほうを思い出すっていうことの繰り返しをやっていました。まずこの証拠の内容については，検察側が見てほしいポイントを，あえて言わなかったとは思いますが，特に防犯カメラの映像とかだとただ流されてただけなんですよね。あえて説明もせずに。そういうところでどこを見とかなないといけなかったのかというのが後になって，あそこ見とけばというようなことにもなったので，何らかの補足をさせていただけてたらと思います。もう少し記憶に残るような見方とか，そこからまたこういうところも見ておけばっていうようなところとかも発想としてあったのかなっていう印象だったので。全体的な説明をずっと映像に対してするっていうことではないんですけど，せっかく映像があったので，そのポイントに対してこういうところが見受けられましたとかっていうような補足が欲しかったかなという印象でした。

○検察官

ありがとうございます。

○司会者

よろしいですか。

後の方はどうでしょうか。説明をどうすればわかりやすかったということについていかがでしょうか。

○経験者 2

やっぱりその罪状とかその重さによってどのくらい詳しくやるかというのはあるんですかね。私が担当した事件では、夜間だから見えないはずなのに、結構行動してるんですよ。それも計画性があったかどうかの問題があったり。そういうことの詳しい説明がなかったんで。我々は、少しでも詳しく、どうなのかって知りたいと思うところと、やっぱりちょっとギャップがあったような気がしますね。

○司会者

裁判員からご覧になって、説明を聞いているだけでは簡単過ぎて、もう少しその背景とかいろいろ詳しい事情とかを知りたかったのに説明がなかったということでしょうか。

○経験者 2

本当に説明する必要があるかどうかという話ですね。結局やった罪状と余り関係ないところなんです。計画性があってもなくても大して罪状に変わらないのかということ動いてると思うんですけどもね。だからそこら辺の感覚がちょっとずれてましたね。一生懸命突っ込むもんだからそれで終わっちゃったんですね。

○司会者

突っ込むというのは誰が突っ込むということですか。

○経験者 2

私が。やっぱり犯人の行動を、すごく、どうして、どうなったかというのを一生懸命考えたわけですけど、簡単に書いてあるんですね。そこら辺がどうなのか。バランス的にちょっと。

○司会者

個々の事件でシチュエーションが違うところがあるのですが、今2番さんがおっしゃっているのは、法廷の中で裁判員のほうから何か質問したということですか。

○経験者 2

例えばの話なんですけど、極端なことを言えば、裁判員が検察に対して、あそこもっと調べてくれというのは要求はできるんですか。

○司会者

そうですね。裁判員として、やはりもっとこれを知らなければ最終的な判断が難しいのではないかとというときに追加して証拠を出してもらおうということ是可以できるかということですね。これなかなか難しいところもあるんですが。これは後の最終的な評議のところとかにも関係するんですけれども、そのあたりを裁判官の方から説明いただいてよろしいですか。

○裁判官

いろいろ法廷で検察官・弁護人の主張立証を聞いていると、この辺どうだろうかなといろいろ疑問に思ったり、もっと知りたいと感じられるところが出てくるということは、ときどきあることだと思います。ただ、今裁判所が裁判員裁判で考えているのは、裁判所というのは真相を解明する立場ではないということで、検察官が、被告人がこういう犯罪を犯しましたということで起訴して主張立証を行って、それについて弁護人のほうが、じゃあそれについては疑いがありますよという形で反論するということ。その検察官と弁護人のやり取りをきちんと見た上でどちらの言い分に分があるかというのを公平な立場で判断するという立場になってるんですね。ですから裁判所が職権で証拠について、こういうものがないかということは権限としては定められていますけれども、いつもいつもその権限を行使して、あれやれこれやれということは余りやらないというふうにはなっています。ですから、そのもやもやとしたところは裁判官も感じる時はありますね。

○司会者

今の説明で。

○経験者 2

はい，わかりました。

○司会者

今そういう話になったので，実際法廷で立証のために証拠が出てきますよね。その証拠を一個一個見ながら考えていただくと思うのですが，まずその証拠の出し方のわかりやすさというあたりから話を聞いていこうと思います。実際に，例えば先ほど出た防犯カメラの映像の証拠の出し方について御意見いただきましたが，それ以外の図面ですとか，写真ですとか，あるいは捜査のときに作った調書の中を読んでいくとかいうことあったと思うのですよね。それから実際に証人が来て，その人に対して検察官や弁護士，あるいは裁判所や裁判員の方から質問するなど，幾つか証拠を調べる方法はあったかと思うのですが，まずは人から話を聞く以外の証拠の出し方について何かお気づきの点がありましたら。3番の方いかがでしょうか。

○経験者 3

夜間に軽トラで現場まで行ったというところに，コンビニのカメラの映像の時間が，何時にそこを軽トラで通過したとか，そういうのを写真とか何かでずっと証拠で挙げられて，自分の家から現場までどのぐらいかかって，それはかかり過ぎてとかいうお話が出たときに，何気ないときのカメラが，やっぱりそういうのもちゃんと証拠になるんだなと思って聞いてました。

○司会者

防犯カメラでその時間を表示する，時刻を表示することによって何を証明しようとしているかということは，御覧になってよく

わかったということですか。

○経験者 3

大体わかりました。それから、実際に使ったタオルもちょっと色が変わってるねみたいな感じで、あれは血だろうとか、何かそんなのをほかの裁判員の方たちとお話ししたりして、後で評議室ですけども、映像で証拠が出てくる中で、通帳の誰の名義があったとか、お母さんが使ってたねとか、そんなのを裁判員の方たちと休憩時間に評議室ではよく話してました。だからそういうのをやっぱりみんな証拠として一生懸命見てたと思います。

○司会者

それは検察官なり弁護士から指摘があって、そこがこうなっているのかということに気がついたということなのか、裁判員の方で自らその通帳とかを見ながらですね、これはこういう問題があるとか。

○経験者 3

証拠の映像が写真として流れて、評議室に戻ってから裁判員の方たちと話している中で、あれはこうだったねとか、誰の名義だったねとか、ああそうだったのですねとか、ほかの方たちとの後から会話で、例えば確かにそうだったねとかいう感じで話してました。

○司会者

法廷で流すときには具体的にここを見てくれって説明は余りなくて、後で皆さんで評議する中でだんだん中身がよくわかってきたという感じですか。

○経験者 3

法廷ではずっと流れの中で、これです、これです、みたいに証拠の品とか現場の写真ですとか、流れて行くような感じで。でも

私たちは真剣に見ないといけないので、映像として見てるんですけど、やっぱりその時点では話すことができないもんですから、一生懸命見てるだけで、評議室に戻ってからいろいろとほかの裁判員の方と話す中で思い出し、思い出しというのが結構ありました。

○司会者

そういう形でやっておられて、自分としてはよく理解できたのか、あるいはもう少し説明があった方がよかったのかとか、あるいは法廷の中でも話し合う場があったほうがよかったのかとか、どんなものだったのでしょうかね。

○経験者 3

やっぱりもうちょっと説明は欲しかったと思いますね。慣れない法廷の中で、進行についていくのが一生懸命というか、そういう感じだったもんで。話すってというような状況では絶対なかったし、やっぱり評議室でしか話できなかったですね、そのときは。

○司会者

ありがとうございました。

今は映像とか写真とかの話出ましたが、あと何かその図面とかについてわかりやすかったとかわかりにくかったというような御経験ございますか。

○経験者 2

現場写真がずっとあったけど、事件は夜の10時ごろだったんですよね。全部昼間の明るい状況のものだったんですけど、同じ時間帯の明るさとかそういうのもあったらよかったなと思いましたね。

○司会者

あとは何かございますか。

○経験者 6

皆さんのお話聞いてて、法廷の流れ自体について私が知識がないもので、法廷の流れの全体の事前の説明がもう少し詳しくあればここまで混乱せずに、どこが争点であると、ここが重要だよとか、こういう流れで裁判というものは進んで行くという、基本的なものというのがもう少し事前に知っておければなというふうな感想がありました。

○司会者

最初に法廷に入る前に、これからどういう流れで法廷が進んでいくのかという説明がもう少し詳しくあった方がよかったのではないかとということでしょうか。

○経験者 6

そうですね。その辺をわかりやすく説明していただいたら、もう少し見る側としても受け入れやすいというか、判断しやすかったのかなというのはちょっと一つあります。

○司会者

証人とか被告人とかに検察官や弁護人が質問していたと思うのですが、その質問は聞いていてわかりやすかったか、わかりにくかったか、あるいは質問の仕方がよかったかどうか、そのあたりについて何か御意見はありますでしょうか。4番の方いかがですか。

○経験者 4

私のときは、被告人が聞いててあきれのぐらいつじつまの合わないことを言っていて、そして弁護士の人たちの言ってることと完全にすれ違ってるみたいな感じがしないでもなかったです。だから被告人がそういう具合だから、被告人と打ち合わせがうまくできてないのか、とんでもないことを言ってるみたいな感じがし

ました。だからその証拠云々については、写真がたくさん出てきましたし、そういうもんだろうと思って部屋の中がどういう具合になってるかというのは、ある程度我々が頭の中で想像するしかなかったですよ。そういうのもある程度は写真で想像ついたんですけども、そういう面では写真が一番役には立ったとは思いません。

○司会者

被告人への質問については、被告人が何を言いたいのかということについて十分引き出せてない印象があったということでしょうか。

○経験者 4

そうですね。打ち合わせしても、多分あの被告人だったら聞かないだろうというようなそういう気はしました。

○司会者

事件によってもいろいろな場合があって、打ち合わせをいくらやってもうまくいかないということもあろうかとは思いますが。ほかの方いかがでしょうか。尋問と言いますが、質問して答えてもらうということで、何か聞いていてわかりにくかったということは余り感じられなかったですか。あるいは御自分で質問された方はいらっしゃるでしょうか。質問することによって自分が疑問に思ってたところが解消されたとか、あるいはうまく聞けたかとか、何か御感想はありますでしょうか。

○経験者 3

今回のことで改めて思い返してみたら、もっと聞きたいことがたくさんあったなと思って。やっぱりあのときは期間が短いから考えがまとまらなくて、質問したいけど何をしていいのか、わからなかったんですよ。そういう中で何かちょっと聞きたいと思

い1回だけ質問したんですけれども、今になってああ、あのときあれも聞いとけばよかったなとか思って。

○司会者

ほかの裁判員の方も質問されていましたか。

○経験者3

はい、ほかの2名の方たちがよく質問されていて、ぜひこの機会に何かちょっと聞きたい、聞かなきゃいけないという気で一生懸命になって何か絞り出して一つだけ聞いたんですけど、やっぱり時間がたつと本当に、なぜとかどうしてとか聞きたいなということがたくさんあります。

○司会者

なかなか難しいですね、その中で思いつくということは。2番の方は。

○経験者2

私の場合は裁判長がいろいろ、いろいろ話している中でこれ質問してくれますかとかいうことを割り振っていました。だから非常に質問しやすかったです。

○司会者

それは法廷に入る前に打ち合わせみたいなことをしたと。

○経験者2

打ち合わせがあり、やりやすかったですね。

○司会者

やっぱり自分がどんなことを聞くかわかってるので聞きやすかったと。

○経験者2

こうやってくださいということで、裁判長が振り分けましたから。

○司会者

1 番の方，どうぞ。

○経験者 1

またさっきの証拠の話に戻っちゃうんですけど，全体像を知らない中で順番に出てくる証拠と，あと証人さんが出てきての話になってくるんで，先に証人さんが，被害者さんにしても，質問が終わった後に出てきた証拠とかで，これが聞いたかったなとかっていうのがやっぱり出てくるんですよ。そうなるともう，やはり事前にその質問を準備するというのが難しいというのは，その流れの中で感じました。後になって，なぜあのときこういうことをしたんですかとか，そういうものを持ってたんですかというところとか，やはり後になって出てくる疑問とかっていうのはあったんで，そういう意味ではやっぱりあのとき聞いておけば，聞ければという印象にはなりました。

○司会者

後の方も同じような御感想でしょうか。何か違った御意見とかありますか。

質問するというのは非常に難しいと思うのですが。どうでしょうか。この尋問等について，弁護士さんのほうから何か御意見とかございますか。

○弁護士

実際私の担当した事件の中で，被害者の方に状況を再現していただきながら質問するという機会があったんですが，その際に使っているバッグの種類だったりとか，ひもの長さがどれぐらいだったかという再現にかかる設定の段階で，相当当事者間でやり取りがあって，それで質問の中身でも，異議が出たりとかいうことがあって，結局何を聞いたかったのか伝わらなかったんじゃないかなという不安がよぎったことがあるんです。実際に何かそうい

う、異議とかで質問がわかりづらくなったとか、進行のために何を聞いたかったのかがわからなかったとか、そういうことがあれば何か教えていただきたいなと思うんですが。

○司会者

弁護士や検察官のほうから質問のやり方について異議があるということでストップがかけられたようなことはありましたでしょうか。1番の方。

○経験者1

あったと思うんですが、弁護するためにここを強調しておきたいってと思って質問をされてたんだろーとは思いますが、それがその被告人の方との認識の違いか、なかなか伝わらない部分の説明があったりとか、そういう苦慮をされているところというのはやっぱり多々見られたというのはありました。

逆にそれを見てて、ああそういうことを言いたいんだなって後で感じたとかいうのは、特に回数を重ねて、どんどんあらかたの状況が見えてきた中でいくと、あの質問はそういうことにつながってたんだとかというふうな感じになっていったので、そういう意味では弁護する側のほうとしても質問を選ばないとなかなか自分の思い描いたストーリーというか、説明の話の流れにはできなかつたんだろーなという感じは印象として持ちました。

○司会者

あとよろしいですか。今の御質問については、異議で遮られてちょっと中断して飛んでしまうようなところはなかったかというようなことですが。

○経験者2

私の担当した事件の犯人は明るいビデオ店からぱっといきなり暗い場所に出たんですが、暗いのに結構いい行動をとってるわけ

ですよ。私は自衛官だったんですが、照明弾が上がると、必ず片目でしか見ないんですよ。それは人間が明るいところからぱっと暗いところに出たら、何秒ですかね、15秒とかそこら辺は見えなくなるため、それを防ぐためにそういうことをやるんです。そういうことをちょっといろいろ質問したら、弁護士から、私が特殊な教育を受けているのではないかと、解任されそうになったんですよ。結局、そのままでよいということになったんですけど。嫌な気がしましたね。

○司会者

それはごもつともだとは思いますが、弁護人がそれぞれ、またお立場があってそういうことをおっしゃっているので、別に個人的な悪気があるということではなくて、やっぱり事件の公平な解決のためということだと言っているということだろうかと思いますが、それで中断されたことがあったということですね。

ちょっと時間の関係もありますので、証拠の調べ方というのはいろいろ御意見いただきました。最後に証拠を全部調べた結果を検察官は論告、弁護人は弁論という形でまとめて、証拠の評価といたしますか、どういうふうに証拠を見るのかという話があったかと思うのですが、これについてわかりにくかったとか、十分述べられていないのではないかとか、あるいはすごくよかったとか、話し方とか示した書面の種類とかも含めて何か御意見ございますか。5番の方はいかがでしたでしょうか。

○経験者 5

私が立ち会った裁判では、わかりやすかったですね。それとやっぱり自分が今まで一般的に見ておったのとちょっと学習したのは、やっぱり検察官はあくまでも証拠を出してかなり追求するというのが検察の仕事であって、それをいわゆる弁護するのが弁護

士ですから、弁護士はあらゆる角度から被告人を弁護するという、それが大事ですね。私が立ち会った裁判では、ちょっと弁護士の力がちょっと不足してたなと感じました。

○ 弁護士

弁論に関してお尋ねをしたいことがあるんです。これも先ほど私の経験した事件で、事件が終わった後に裁判員から感想をいただきました。その中で非常に印象に残っている言葉が、劇場型の弁護というのは効果があったのだろうか、ということをおっしゃったんですね。恐らく弁論のことを指しておられていて、我々弁護士としての、例えば言葉の抑揚、身振り手振り、ビジュアル映像、ああいったものを使って、いかにわかりやすく伝えるかということをお考えしているんですけども、逆にそういった演出というか、そういった弁護士のしゃべり方や説明の仕方ですね、逆に伝わらなかつたとか、ここが気になったとかということがあれば教えてくださいなと思うんです。

○ 経験者 1

やはり選ばれた裁判員のメンバーに対しての影響だと思うので、それがやはり効果的なのか逆効果なのかは何とも言えないと思うんですよ。ただ、やはりその中でも聞き取りにくいという部分ですかね。滑舌の問題もあるとは思いますが、間だったり、そっちのほうというのがやっぱり残るほうだと思うんですよね、印象として。まくし立てるだけだとどこを言われているのかがわからないままに終わることもありますので、そういう意味ではやはりちょっと、自信がないじゃないですけど、ぼそぼそと話す方もいらっしゃれば自信持って話される方もいらっしゃったと思うので、その人たちの話し方の差というのはあったと思います。

○ 司会者

あとはいかがでしょうか。

○経験者 2

弁護士の方は、何か病理学的なことをたくさん述べるじゃないですか。あれ意味がありますかね。

○弁護士

意味があるかというのは個別の事案にもよるかと思いますが、意味があると思ってその弁護人も主張しているでしょうから。

○経験者 3

私が参加した裁判では、母親の生まれ育ちからずっと遡って言われたんですよね。そういうところまで関係するんだろうかと思ったんですけれども、結果的にそれが今につながっているということで、最終的にはお母さんの生まれから育ちから、こういう結婚をしたとか、家庭の内容はこうだったということがやっぱり必要だったんだというのは後からよくわかりましたけど。こんなところから始まるんだという感じの始まり方でしたので。

○司会者

今、母親と言われたのは、被害者が母親だったということで、被害者の方の今までの生き立ちから話が始まって、それを法廷の最後の場面でそういう説明があったということですか。

○経験者 3

いいえ、最初にそれがあったので、お母さんの生まれが何で関係するんだろうかって思ったんですよ。

○司会者

法廷が終わる段階ではそれが何で必要だったかということはよくわかったということによろしいんでしょうか。

○経験者 3

はい。

○司会者

最初の段階ではなぜそこまでっていうところがあったと。

○経験者 3

最初はわからなかったんですけど、やっぱりずっと進む中でこれが影響したんだなということがわかって、何か大変だったなと思って。

(休憩)

○司会者

今まで法廷の中でのやりとりについて御感想とか御意見とかいただきましたので、次は法廷が終わってから評議室に戻り、評議室での評議、議論をしていただいたところ、これについてどんなものであったかということの御感想を伺いたいと思います。

先ほど3番の方からお話ありましたように、その評議室の中でいろいろ裁判員同士で話をする中で、だんだんよくわかってきたところもあったというようなお話もございましたけれども、まず評議室で十分時間がとれて十分議論ができたかどうかというあたりについて、6番の方、いかがですか。

○経験者 6

時間なんですけど、私、台風で1日なくなってしまったことがあって、それでちょっと全体の評議の時間が少なくなってしまい、次の日も台風の影響でという形で、ちょっと予定されていたものより少なかったの、そういう影響というのはなかったのかなというの、ちょっと心配に思いました。予定されている評議について行われていけば、ちゃんと話し合いとして成り立つ分、時間をとってくださったのかなというふうに思います。

○司会者

もうちょっと言いたいこととか、議論したいことがあったとい

う感じになりますでしょうか。

○経験者6

そうですね。評議全体のことで、時間はやはりちょっとコンパクトだったなというのは思いました。特に間、間で争点であるとか、なぜ裁判をするのか、論点というものそのものが評議の中でずれていく感覚というのがすごくあって、ずれるたびに裁判長が引き戻される、そういうことでグループ全体で評議されるということに関して裁判員の構成員による集団的な力動というのが働いていて、年齢であるとか性別、価値観、裁判員の方々さまざまいらっしゃるんですけども、立場とか職歴であるとかそういう全て含めて偏見も含めて個人の意見と言ってしまえばそれまでなんですけれど、なかなか正当な意見よりも感情的な意見を出される方であるとか。

あとは量刑相場の提示というのがタイミング的にもものすごく後だったなというふうに思いました。判例を幾つも見れば刑に対して何をどう判断したらいいかという一つの軸というのが私たちの中にもできるんですけども、例えば判例が少ない事案であるとか、量刑相場も非常に曖昧である、前例が曖昧であるという場合、どう判断したらいいのかというヒントというのをもう少し評議の中でもらえたらなというふうに感じました。

量刑相場の提示が遅かったというのも言ったんですけど、そこからやっぱり大きく外れるような場合というのものもあるわけじゃないですか。裁判員の方によって相場よりも非常に重く見られる、非常に軽く見られる。精神疾患なんか関係ないだろう、もっと重くていいだろうと言う方もいらっしゃるし、そういうものというのが大きく外れてしまった場合、集団の中のグループの考えであるとか、1人との価値観がずれていった場合、そこをどう戻すの

かというところに私，ものすごい意義が問われるなというふうに思いました。

なので，グループ全体を見た場合の評議者全体の見方を裁判長であるとか裁判官の方がどんなふうにまとめられるかというところがものすごく課題なのではないかというふうに思います。

○司会者

なるほど。いろんな点で鋭い御指摘いただいていると思うのですが，話を進める中で議論がだんだんずれていくと，それを裁判長なり司会をしている人がうまく引き戻してくれたということがあったということですか。

○経験者 6

そうですね。そういうふうに感じました。

○司会者

それでもやっぱりまたずれていくということがあった。

○経験者 6

市民の意見を反映するという点では，意見が自由に述べられるというのはものすごく有意義であるというふうに思います。ただ，その意見というものが果たしてその人の本来持っている正当な意見としてあるのか，グループの中で生じた感情の揺れ動きによって，そういう形にちょっと意見がねじ曲がってしまっているのか，やっぱり判断がつかない。そこを例えば個別の時間を設けるというのはちょっと時間的に難しいかもしれないんですけども，グループの影響下でない場面で個々人の正当な意見を述べられるように，ちょっとあり方というのを工夫というか，大きい変化でなくても，ちょっと心がけであるとか，こういう言葉かけというのが，もしかしたら裁判員制度の評議自体にいい影響を与えるかもしれないという，そういうようなヒントがもうちょっとあればな

というふうに感じました。

○司会者

個別に述べるというのは、一人一人がほかの人が余り聞いてない状態で意見を言う場がまずあって、その後、評議をするような形がいいのではないかということでしょうかね。

○経験者 6

それもですし、その人がどんなふうな価値観を持っていらっしゃるのかっていうのは、なかなか経歴を見ただけで読めないところがあるので、この事件に関して実際どう思うか、というような意見って相当最初の段階では開きがあると思うんですよ。なので、それを踏まえた上での裁判長の方の采配であるとかグループ全体の動きというのをもうちょっと見る必要があるのではないかとこのように思います。

○司会者

難しい御指摘ですね。

今全体にわたってお話をいただいたのですけれども、評議の進め方等についてどうでしょうか。御自分の意見とかは、うまく言えたのか、言えなかったのかとか、そういう観点では5番の方はいかがでしょうか。

○経験者 5

やっぱり我々裁判員は、どちらかというと言刑を重くする傾向にありますね。一般の国民や住民はどちらかというと言刑を重くする傾向にあって、いわゆる被告人側に対する厳しさとか、これは私が立ち会ったこの裁判でも、最初は非常に刑を重くする傾向がありましたね。ところが、やっぱり裁判長なり裁判官のいろいろの話の中から修正されていって、最終的には大体落ちつくところに落ちついたかなと。

ただ、その場合、落ちつき過ぎて、量刑が最初考えたものよりも軽くなるという傾向がありましたね。だから、その辺を裁判長なり裁判官は余り早くにそれを修正しようとする気持ちを抑えてほしいと。そうしないと、やっぱり裁判員は最初の考え方から最後にはかなりずれていきますね、考え方が。だから、ずれていっていいんですけど、いわゆる刑罰には上限と下限がありますからね、最終的には裁判員の方の判断が恐らく若干厳しく出るだろうと、そういうふうな考えを持ちました。

だから、私はそれはそれでいいと思います。その裁判員制度のあり方としては。だから市民の側に立つという視点から、それでいいんじゃないかなというふうに感じました。

○司会者

あとそれでは評議の進め方について何か、1番の方。

○経験者1

やっぱりみんなの意見というのは聞きたいと思ってたんで、一度みんなが集まったときに各人の意見というのはやっぱり聞いて回ったり、皆さんも聞いてたというのがあったんで、やはり聞いてる中で自分が印象に残ってるところと違うところを印象に残ってたような話を聞くと、そういうふうな見方をしてたんだという意味では、やはり多くの人意見を聞けるほうが、入ってくる情報というのが、自分の思ってることよりもこっちのほうが重いこともあるんだなということとかも、そういうことによって意識が変えられたりとかもできてたんで、やっぱりそういうタイミングというのは必要だったのかなと思ってます。

あと、自分が気をつけてたのは、やっぱり自分なり誰かがみんなが思ってるような意見を一つ言うと、みんながその意見に乗ってしまって、そのままの流れで一つだけで終わってしまうという

流れとかもあったんで、そういう意味では極力その意見と違うものを探すような気持ちで評議で意見を出し合う中では自分としてはいたので、なかなか自分が言いたいことを言えない人もいたのかなという気はしてたんですが。

○司会者

1番の方御自身の関わり方としては、自分の言いたいことは意見どおり言われたということなのか、やはり全体の流れを見て、あえて少し違う角度とかそういう御指摘もされたというようなことがあったということでしょうか。

○経験者1

自分が言いたいと思ってたことをほかの方が言われたのであれば、別の方向で話をすることもありました。

○司会者

何か役割分担的なものというか、評議を進めていく中で自ずと場面、場面で出てきたということなのではないでしょうか。

○経験者1

何か一つの方向にずっと行ってしまってる雰囲気があるときとかは、やっぱり素人さんの集まりというところになるので、そんなに話の広がりというのがないのかなという気はするので、あえてそういうふうに気をつけたほうがいいのかと思って話はしていたつもりでいました。

○司会者

そのときの裁判官の関わりというのは、どんな感じだったのでしょうか。

○経験者1

やはり、いい意味で素人さんの意見を吸い上げたいというのは感じたんで、それに徹されてるんだとは思ったんですが、やは

り意見が一つだけだとよくないと思ってなのか、全員の意見を確実に聞き、吸い上げるようにされてたんでしょうね。やはりちょっとそういう懸念されるようなことがあるときには、あえてこういったほかの考え方とかですかね、見方とかもその場で提示されて、ああという形でほかの方もそれに対して思うことを言ったりとかというのもあったんで、極力そういう話の広がりというのは必要な感じで進めていきました。

○司会者

それからあと、最初に6番の方から御指摘ありました量刑相場という言い方していただきましたが、量刑の今までの裁判例で同じ種類の犯罪についての量刑のグラフとか資料でしょうかね、そういうものが提示されるのですか。さっきの御意見では少し遅かったのではないかという御意見でした。皆さんの御意見はどうでしょうか。

○経験者2

やっぱり判例主義みたいな感じで、結局一つの罪に対して大体このくらいの罪に対してはこうだと、それじゃないと不公平じゃないか、すごいですね。その尺度がある程度事前に示されてたほうが、大体最初大まかなところで示されてこんなもんだとわかってから、やっぱり最初から進められたらいいような気もしましたね。最終的にはそこに頼らざるを得なかったですね、私は。

○司会者

ほかの方はいかがですか、その示すタイミングとかあるいは示すことの是非とかの面で。3番の方、どうぞ。

○経験者3

ちょうどそういう話になったときに出してくださったので。ただ内容的に介護疲れとかそっちのほうの事件が多かったので、担

当した事件とはちょっと方向的には違うかなと思ったんですけれども、同じ方向の中で考えないといけないかなと思いました。

○司会者

3番の方が担当した事件と必ずしも似た事例というわけではないものが提示されてたのではないかということですか。

○経験者3

家族の中での事件という形であらわされたのだと思います。でも、ちょっと介護疲れで起こった事件のほうは多いんですけれども、こっちは事件は例が少ないんだろうかと思って。

○司会者

参考にはなったということでしょうか。

○経験者3

一応参考にはなりました。

○司会者

4番の方とかはいかがでしょうか。量刑の資料なんかの出し方とか、出したほうがいいのかとか。

○経験者4

私の場合は放火未遂なんですけど、放火未遂と放火との量刑は相当差があると思うんですよ。それで、一応そのときに資料を提出されたんで、それで大体こういうもんだというのは大体わかりました。

それで、私がちょっと気になってたのは、そこに行くまでの前段階で被告人の心理状態がどういう具合にしてこういう事態に至ったかというような、被告人の心理状態を検察も弁護人のほうも余り追及されてなかったんじゃないかというような気がしたんです。どうしてそこまでするような心理状態になったのか。それは一般的にいえば、その人は頭が狂ってしまったんだと言ってしま

えばそれでおしまいですがけれども、そこまで至るまでに何か被告人の心理状態をちょっとでも少し説明があったらよかったかなというふうな気がしました。

○司会者

結局は、その点については証拠の調べ方が違ったというか、足りなかったということになるのでしょうかね。

○経験者 4

そうですね、被告人の心理状態まで本人でなければわからないから、これはどうしようもないんですけれども、どちらかのほうからでも少しその辺に触れるようなことがあったら、ある程度納得、私の心の中でですね、納得したかなというふうな気がしないでもないです。

○司会者

放火が既遂であったか未遂であったかの差について、量刑の資料というのが役にたったということですね。

○経験者 4

はい。

○司会者

では、評議の進め方について何かあと御意見ありますか。1番の方。

○経験者 1

量刑の話ですが、自分のときは正直時間が足りてなかったというのがあるんですが、やはり素人という意味で、何が適正かというのわからないわけじゃないですか。さっきも言われたように資料というのを出していただいて、これに基づいてという話もあったんですが、やはりその量刑というところの判断を素人に任せるとするのは大変難しいところなのかなという感じを受けました

ね。

自分の中でこれが適正だというものは持ってないわけじゃないですか、そういう場数は踏んでないわけですので。ですので、やはりどうしてもそこは裁判官の方に頼らざるを得ないというところはあったので、そこは主導して話を進めていただいたので、話としてはちゃんと落ちつくところに落ちついたと思って納得はしてるんですが、やはり量刑を決める上の出だしとしていうと一番難しいところかなと思って聞いてました。

○司会者

どうしてもみんな素人の方で、基準がない状態でどうやって議論すればいいのだろうかということですね。後の方はいかがですか。

○経験者 5

量刑については最初から基準というんですかね、判例というんですか、そういうのを示すよりも、審理をしながらおおよそ裁判員も少しずつわかってきて、このいわゆる審理に関してはこれくらいの量刑じゃないだろうかというのがだんだんわかってくると思います。それでどうしてもわからない場合は、やっぱり最終的には量刑を大体こういうふうな基準でありますよという指針、最後のほうに示していただければいいかなと。そうしないと、余り早くその量刑を示してしまうと、それに裁判員がとらわれがちというんですか、だからそれはやっぱり避けたいというふうに私個人は思います。

○司会者

その示す時期については両方の意見が出たということになりますね。

あと何かさらに御意見ありますか。どうぞ6番の方。

○経験者 6

その量刑を示す時期というのも多分その事件によっても違いますし、その場によっても違うだろうなと思うんですが、やはり専門知識のない我々としては、もう少し裁判官の方だとか裁判長の方にファシリテーターとしての介入がもう少しあっていいんじゃないかなというふうに私は思いました。

この裁判所ではないですけど、裁判員裁判で求刑以上の刑の判決がなされたケースというのは、裁判員裁判としてどうなんだろうという個人の意見があるので、そこからずれ過ぎず、でも落ちつくところに落ちつかせるだけの評議にならないように意見も取り入れつつという微妙な采配というか、ところがあるんだろうなと思うので、時期についてこうしなければならないと思っているわけではなくて、全体を見ながらの判断というのをしていただけたらなと思います。

○司会者

ありがとうございます。では時間もありますので、裁判官のほうから評議の進め方等について何か御意見とかありますか。

○裁判官

量刑の考え方については、いろいろな見方というのはあると思いますけれど、全く従前の量刑相場、傾向といったものを度外視してできるかというところ、そこはどうでしょうかという問題はあると思うんです。要するに同種の事件、似たような事件であって、A裁判所であれば懲役20年、B裁判所であれば懲役8年、C裁判所であれば執行猶予というそういったようなばらつきが出ると、国民全般の法に対する信頼というのは大きく損ねられてしまうであろうと。何より法律が同じであるならば、同じようなタイプの事件については同じ程度という、ただその程度の幅を

どういふふうにとるかというのは、裁判員裁判が始まる前にいろいろと裁判官の内部でも議論がされました。裁判官だけの時代であるならば、量刑相場としてもかなり狭いような範囲内で量刑をする必要があるだろうというのが、国民の意見を取り入れる裁判員裁判であるならば、その相場をもう少し広げる必要があるのではないかということが議論されていて、そういったような議論も踏まえて今までやってきているわけですが、今日伺ったことも踏まえて、これが正解というものがあるわけではないので、また検討させていただこうかなとは思っております。

○司会者

よろしいでしょうか。

では裁判が終わって、最初にお言葉ありました非日常から日常に戻られて、今から振り返ってみて何か感じられること、あるいは今自分が何か裁判員裁判を経験したことで受けている影響とか、そういうようなことについて何かありますか。

○経験者 2

この前、やくざが裁判員に声をかけたという事件があったじゃないですか。あのとき結局最後は、顔を出さないで裁判をやったんですかね。

○司会者

あの事件については、結局裁判員での審理はしないことになったのだったと思いますけれども。

○経験者 2

ああいうのは怖いなと思うんですよね。

○司会者

現実にやっぱり事件を担当されてて傍聴してた人の視線を感じたとか、どこかで会ってしまったとか、そういうようなことはあ

りましたでしょうか。

○経験者 2

そういうのはなかったですけど、これはすごくこの制度に対しての危惧する面になると思うんです。

○司会者

他の方は何かそういう怖い目ということはないのでしょうか、影響を受けるような場面とかがございましたか。

○経験者 5

私が携わったのは7月でしたかね、裁判所は、かなりその点については気を遣って、駅からここまで、ここの車で迎えに行ったり、それから送ったり、かなり配慮されていましたね。だから裁判所としては、あの事件以来かなりどこでも気を遣って配慮されているというんですか、だからそういう意味では、裁判員制度では、やっぱり名前は完全に伏せるというのがやっぱり配慮された結果だろうと思います。

○司会者

ありがとうございました。

ほか何か現時点で感じられることとかありますでしょうか。

○経験者 2

裁判員制度のドラマ化とか、何か 트렌ディードラマみたいな感じで何か仕込んでね、もう少し国民の意欲をあおらないと。やっぱり私の周辺でも、そんなの断るに決まってるじゃないとかそういう風潮がすごいんですよ。というのは、今の子ってめちゃくちゃ忙しいんですよ。本当に働いて稼ぎが少ないというような状態、今の若者ってものすごく追い込まれてる人が大半なんです。そんな中で完全にそういう雰囲気醸し出してやらないと、この制度ちょっと長く続いていくのかなという感じはします。

○司会者

わかりました。どうもありがとうございました。1番の方。

○経験者1

やっぱり先ほどの話の中にあるんですけど、選ばれた方の中には、やはり裁判の審理が終わった後にそのまま仕事に行かれる方もいらっしゃると思いますので、だからそういった環境というんですか、そういうのがやはりないと、なかなか難しいのかなという印象としてありました。

○司会者

完全に職務から解放されて集中するという事は難しい、それはそうでしょうね。

それでは今も話が出たのですけれど、今後裁判員に選ばれる方というのがまた皆さんの後に出てくると思うのですが、この方々に向けて何かおっしゃっておきたいこととかメッセージとかがございましたら。6番の方からお願いしていいですか。

○経験者6

参加してみて、私自身の知識不足というのをすごく反省する点がいっぱいあったので、もう少し裁判所だったり司法について関心を持って、関心を持つためにはいろんなことで見識を広めていくというか、というのが私自身必要だったなと思うんですけど、裁判員の制度に参加することによって、それを広めることができたかなというところでものすごく有意義だったので、なかなか当たる確率は低いかもしれないですけど、機会があれば参加してみるというのはものすごく人生を豊かにするためにはいいのかな、生きていくためにもいろんな知識を得て、裁判であるとかいろんなことに関心を持つ一つの手だてになったなというふうに思うので、そんなふうに思います。

○司会者

どうもありがとうございます。では、5番の方をお願いします。

○経験者5

若い世代から高年齢層まで必要でしょうけども、今後はやっぱり現役の人はなかなかこれに参加するというのがいろいろ困難な状況もあるようですね、話聞いとったら。だから定年退職された65歳以上の方をたくさん採用するというか、そういうことも今後は考えていかないといかんのではないか。ただ、65歳以上となると、今度は余り年齢のいった方が裁判員制度の裁判員になるというのもちょっと問題だし、ただ個人差がありますよね、年齢というのは。仮に私の実例挙げますね。私、今もう80歳で、この4月で81歳ですよ。私自身がよう選ばれたなど自分自身で感心しております。ただその辺の年齢もありますけど、やっぱり65歳以上の方を多く参加されるような状況も今後は考えていく必要があると。やっぱり私の場合はもう退職した後、結構なりますので、何の違和感もありませんね。だからこれにも十分携わって非常に勉強させていただいたという感謝の気持ちでいっぱいです。

○司会者

どうもありがとうございます。4番の方は何かございますか。

○経験者4

私が周りの知り合いに、こういう具合にしてくじ引きに当たったよと、いろいろ話をしてみたら、一番みんなが心配してるのは守秘義務ですね。何でもしゃべられんだろうというようなことを言う人が多かったです。それと、やっぱり自分が判断を下すまでの、判決を下すまでの人間ではないとかなんとかそういう理由で自分は行かないという人が多かったですね、ほとんどが。

ですから、こういう場に立ち会った私の感じでは、守秘義務というのも公判でしゃべられたことに関しては全部しゃべっていいわけですね。新聞記者の方もいるし傍聴人もいるから。だから、その辺のことが普通の人では何にもしゃべっていかんじやなかろうかというようなことを感じている人は多いです。

○司会者

そのあたりも、守秘義務というのは公開の場で行われたことについては必ずしも守秘義務はないということを皆さんに知らせてあげたほうが参加していただきやすいのではないかとということですね。

○経験者 4

できたら我々みたいな年寄りじゃなくて若い人がどんどん入っていただくことがいいと思います。

○司会者

では3番の方、ございますか。

○経験者 3

私は家族以外の周りの人には裁判員になったことをほとんど話しておりません。何かちょっと友人に裁判員になったというのを話したところ、お金がもらえるんだろうとかそういうのを先に言われたときに、もうずっと引いてしまって、家族以外にはほとんど誰にも話してません。だからもっと広げてたくさんの人に経験してほしいんですけども、何か本当に難しいというのを自分で感じています。

それから、ちょうど裁判員の隣の方が20代の方だったもので、この方はこれから何度裁判員をしないといけないんだろうと思って、お若い方は大変だなと思って、私はもしかするとこれで最後か、その次1回ぐらいかとか、本当に若い方を隣に置いて裁判員

の将来をちょっといろいろ想像してみました。20代の方たちの本当に職場的な協力とか、周りの方たちの快い後押しで、参加できるような社会にしてほしいと思います。

○司会者

わかりました。どうもありがとうございます。2番の方，先ほどもおっしゃっていただきましたが，何か追加してございますか。

○経験者2

若いときからの教育ですね，学校教育でしっかりまず教える。それからあとはもう広報活動ですね，それしかないんだと思います。

○司会者

1番の方もよろしいでしょうか。

○経験者1

話を進めていく中で裁判官の方からいただいた言葉が，裁判とは与えられた証拠で証拠に対してのみ判断すると，それ以上のことを思っても考えてもそれは証拠ではないということから，与えられたもののみで物事を判断してくださいと，まずその言葉をいただいて，自分としては気持ちが楽になったんですね。もうそれを証拠として出せない検察側が悪いですし，それを保護できなかった弁護側が悪いと。あくまでその状況の中でのみ判断してくださいという言葉を受けて，そういう意味では，どれだけ正確な判断ができるのかというところにとらわれてたところからいくと，気持ちとしては楽になったので，できれば今後もそういうふうに，やっていかれる方には思っていたきたいなと思います。

○司会者

ありがとうございました。

それでは何か最後に御感想とか御意見，御質問等ありましたら。

○弁護士

なかなか弁護人に厳しい意見も出てきた中で、こういった御意見を弁護士会にフィードバックしながら、さらにいい弁護活動につなげていきたいと思えます。今日はお越しいただきありがとうございました。

○検察官

今日は本当にいろんな御意見ありがとうございました。

検察官として仕事をしている中で、普段自分も裁判員裁判等をやっている中でどうすればいいのかなというふうに悩む点のところで御意見をいただけたというところもございませし、また若い検察官の公判の姿勢について激励いただいた部分もございませし、今弁護士さんのほうも言われませけれども、検察庁のほうでも、今日こちらで皆さんからいただいた意見を各検察官のほうにも伝えて、よりよく皆さんにわかりやすい裁判を行うということに努めていきたいと思えます。今日は本当にありがとうございました。

○司会者

では裁判官、何かありますでしょうか。

○裁判官

今日は久しぶりに再会する方もいたり、あるいは初めて会う方もいませけれども、なかなかおもしろい意見を聞かせていただき非常に勉強させてもらったという感じがしています。それをどういうふうにこれからの運営に反映していくかというのがまた課題でありますけれども、今日は貴重な意見をいただきありがとうございました。

○司会者

それでは引き続きまして、傍聴されている記者の方から何か質問あるいは御意見等ありますでしょうか。ありましたらどうぞ。

○記者

6 番の方に質問なんですけれども、専門知識のないというようなお話で、裁判員たちが専門知識のない中で議論をするに当たり、裁判官の人にファシリテーターをよりうまくやってほしかったというお話だったんですけど、例えば議論の進め方としてちょっと疑問が残ったというようなことがあったということではないのか、それとも振り返っての印象として、もう少し議論が深められるような質問の仕方だったりとか議論の進め方というのがあったのではないかということについてはいかがでしょうか。

○経験者 6

まず前提としてちょっと予想外の台風ということがあって1日評議の時間がなくなってしまったということがあったので、その点で駆け足だったのかな、もうちょっとそのあたりで、なかなか難しいと思うんですけど、別日に評議の時間を設けられなかったのかなという、そういうところで時間が足りなかったという点もあります。

また、やっぱり裁判員個々人は、今まで経験されたことも世代も価値観というのも違いますので、どういうふうに関これについて考えているのかという意見のすり合わせって、やっぱり時間がかかると思うんですよ。なので、意見をすり合わせていく上で指針になるものがちょっとあったらよかったなというのはありました。ただ、すごくうまく全体をまとめてくださったので、私としてはすごくお話しやすかったんですけど、すり合わせしていく中で裁判員一人一人が意見を言いつつ、でも否定されず、全部を採用は難しいかもしれないですけど、うまく一つの結論に向かっていくという流れで、ファシリテーターとしての介入がもう少しあってもいいのかなという感想です。

○記者

意見のすり合わせの際にみんなの意見がそれぞれ出されてたというよりかは、意見を言う人、言わない人があったということなんでしょうか。

○経験者 6

意見はそれぞれ回してくださったんです。順番に回してくださったので、それぞれ言うことができたんですけど、ちょっと論点が私の思うものとずれてたりというのは、やっぱりみんなそれぞれ思うところがあるので違ったりというのがあるので。

○記者

そういうときに裁判官の人にもっと介入してもらったりだとか、あとは事前にどういう方向に向かって話をしていくのかということの指針について、例えば量刑を示してとか。

○経験者 6

そうですね、私自身が、終着点、評議全体の展望が見えなかったところもあったので、もっと見えたらもう少し検討の余地があるというか、有意義な話し合いというのがもうちょっとできたのではないか、でもそれがあの中では精いっぱいだったのかなというようなところですよ。

○記者

終着点というのは、裁判全体の終着点というよりは、その話し合いのところの終着点で、今日はどういうことを決めますからとかというそのそれぞれの話し合いごとのゴールに向かって示してもらえたらもっとみんな話し合いがしやすかったのではないかとということですか。

○経験者 6

そうですね、全体的な終着点もちろんですし、今の議論とし

てのスムーズステップの終着点，もう一つの終着点というふうにもっと区切りがきっちりあったらわかりやすかったかなというふうに思います。個人的な意見ですが。

○記者

守秘義務についてお話があったと思うんですが，どのあたりが課題として見られて，どういった改善が必要かというのを守秘義務のあたりに関しての課題であったり気付いたものがあればお聞かせ願えますでしょうか。

○経験者4

私の感じでは，こういう仕事に携わってない者にとっては，秘密を守らなきゃいけないというのはかなり負担になってるんじゃないですか。だから私の場合は別にくじ引きに当たったから偉いとも何とも思っていないし，普通の社会生活を送ってるわけですけども，現実には普通の社会生活を送っていると，こういう裁判のこともなんてほとんど話題になるようなことないんですよ，現実には。だから全然携わったことない人は，そういうところに出れば何でもしゃべっちゃいかんというような，かなり精神的な負担になるのかなと私は思うんです。

だけど現実，私がこういう裁判員になって，もう仕事もリタイアしてますから生活していると，強いてしゃべる必要は全然ないんですよ，自分からしゃべらないと。だから，その辺のことを考えると守秘義務，守秘義務というのも普通の人はかなり負担になってるのかなというような気がします。

現実的な生活をする上では，ほとんど影響はないです。また自分が話し出さない限りはしゃべる必要もないし，話題になることもないという感じです。

○司会者

何か守秘義務について課題というか、困ったことがあったかとか、それについてこういうことがあればよかったのではないかということについて、3番の方、よろしいですか。

○経験者3

私たちの世代の女性は、とにかくおしゃべりで、しゃべってよかったら、とにかくしゃべりたいんですけれども。何かしゃべってはいけないという、このことに対しては言うてはいけないという重石をかけております。それが答えかどうかはわかりませんが、とにかく周りには話しておりません。話してよかったです。たくさん話したいです。

私の裁判員裁判の時は、ほかの裁判員の方とよい関係が築け、何でも話をすることができました。裁判員の方たちとのかかわりが宝物になっています。

○司会者

あとはどなたか、ございますでしょうか。

○経験者1

自分としては、守秘義務というところに対しては大した気負いはなかったので、言われてたのが公になってる内容については別に話しても問題ないと、どちらかというところからいくと、言われてるように、その内容を誰に相談することもないわけですし、その相談する先には評議の中で会ってる裁判員の方たちとの話しかないので、そういった意味ではそんなに重く捉えてはいなかったもので、自分だけでいうと、そういう気負う必要はないのかなという印象でした。

○司会者

何か終わった後とかで人に聞かれて困ったとか、そういうこと

も特にはなかったということですかね。

○経験者 1

そういうことに興味を示すという方もそういないと思いますので、個別になってくると、そこをじゃあ親族の方から質問が出るとかそういうことの関係もなかったわけですから、それに対して根掘り葉掘りという話は一切なかったもので、気負う必要はなかったです。

○司会者

それでは6番の方どうぞ。

○経験者 6

守秘義務についてなんですけど、私たち裁判員に選ばれると臨床心理士の電話相談というか、アフターケアとしてそういうのがついてくださっているんですけども、それがすごく裁判の評議の中で傷ついたことであるとか、決して表に出してはいけない部分で傷ついたり相談したいと思った場合に、どこまでが守秘義務違反としてとられるんだらうなという疑問もいまだにあります。相談するとして電話でその評議の内容は言えないのかどうなのか。例えば相手にも臨床心理士さんが守秘義務があるので、その点は大丈夫なのか、でもこれは法律違反なのかみたいな曖昧なところでの疑問というのがものすごくあります。

○司会者

裁判官、何かありますか。なかなか難しい意見だとは思いますが。

○裁判官

守秘義務に違反するかどうかという問題については、客観的にこういう場合はこうなりますという線引きってなかなか難しい。いつどんなときに誰に話すのかという問題、話す内容については

大体限られてるんですね。だから3番さんが言われてるように、裁判員裁判でいろいろと楽しいことがありましたというようなことについて、これはもう全く私ども構わないことですし、むしろそういうようなことが口コミで広がっていただいたほうが私たちとしても非常にありがたいなと思うことがあって、実際に評議まで数カ月あるいは一定程度の時間がたった後に、評議で誰がどんなことを言ったのかって一々覚えてる方がどれぐらいいるんでしょうかという気はするんですね。評決の僅差で5対4でこんなになったとかいうのはまだ記憶に残ってるかもしれませんが、誰がこんなことを言ったからこういうふうになってこんなになったというような細かいことは恐らく覚えていない。覚えていないということは、もう融合しちゃってるわけですね。だからそれで前提で話すならば、ほとんど評議の秘密に触れるというような記憶というのは皆さんの中には残ってないのではないかという感じはしています。

としたら、それほど恐れる必要もないのかなということと、ただ問題なのは、そういう記憶が残っていて、自分のブログとかそういうような中で、不特定多数が知り得るような状況の中で評議の結果こういう懲役何年だったけれども、自分としてはそれは余りにも軽過ぎると思ったので、自分は少数意見で負けてしまったから悔しいみたいな話を発信されてしまうと、やはりこれはかなりオープンになりますから、そういったようなことは差し控えていただくということになるんじゃないかなと思います。

先ほど臨床心理士と言われたのは、あれは裁判所のメンタルヘルスの相談窓口のことですか。

○経験者6

そうです。メンタルヘルスであるとか、あと個人的な例えば教

育相談を受けている場合にそういう内面のことを言うのに、そこにもし触れてしまった場合、法的にはどうなのかというところが気になったので。

○裁判官

裁判所の用意しているメンタルヘルスの窓口での相談については、裁判員に選任された際にメンタルヘルスの相談窓口の相手方には評議の秘密については話してもらっても構わないという説明がされていると思うんですね。裁判所に関係ないところで相談するときはどうなるかというのはちょっと軽々しく言えませんが、少なくとも裁判所のほうでここがそういうメンタルヘルスの窓口ですと言われていたところに相談される分については安心して話してもらって構わないということになっています。

○司会者

ほかに何か御質問よろしいですか。

それではこれで本日の意見交換会については終了したいと思います。

本当に今日はお忙しい中、どうもありがとうございました。本日は非常に貴重な御意見がいろいろ出たということで十分認識しておりますので、今後の裁判員裁判をどういうふうにやっていくかということについて活かしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上